

# 要 望 書

<p>所管省庁</p>	<p>総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
<p>要望内容</p>	<p>1 6 国庫補助事業の適正執行のための制度改善</p> <p>(1) 交付決定等の迅速化について 各省庁で行われる国庫補助事業の交付決定等が年度後半になるケースもあることから、年度の早い段階で交付決定等の手続きを行うこと。</p> <p>(2) 補助対象基準の明確化、弾力化について 補助対象となる事務費については、補助対象基準を明確化したうえで、補助範囲の拡充を行うこと。 また、事務費のうち、人件費へ充当が可能な比率の上限を撤廃するなど、弾力的な運用を行うこと。</p> <p>(3) 不要額の返還手続きの改善について 交付決定後に事務費の所要額が減額した場合の変更申請や、国庫受入後の不要額発生による返還手続きが容易に行えるよう見直しを図ること。 不測の事態の発生により翌年度に繰り越して執行する必要が生じた場合には、繰越手続きを柔軟に認めること。</p>
<p>担当部課</p>	<p>総務部財務企画課</p>
<p>具体的現状と課題</p>	<p>○交付決定の迅速化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁で行われる国庫補助事業の内示・交付（変更）決定時期が年度後半になるケースもあることから、年度末に執行が集中する。</li> <li>・年間を通じて事務費執行の平準化が図られるよう早期に内示や交付決定手続きを行うべき。</li> </ul> <p>○補助対象基準の明確化、弾力化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる事務費については、「補助事業に直接必要な経費」などと規定されているが、その対象範囲や使途基準が必ずしも具体的に明示されていない。</li> <li>・補助事業を実施するうえで不可欠な「補助事業に密接に関連する業務」などについて補助範囲に加えるなど、柔軟な運用が図られるよう見直すべき。</li> <li>・補助事業に係る事務費については、人件費への充当が可能な比率基準に上限が設定されている。事業執行に必要な範囲において上限を撤廃するなど、弾力的な運用により、人件費への幅を持たせることが必要。 (人件費：事務費の 64% (特別な場合 72%) まで (平成 21 年度国土交通省))</li> </ul> <p>○不要額の返還手続き等の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の使い切り等をなくすため、交付決定後に事務費の所要額が減額となった場合の変更申請や、国庫受入後の不要額発生による返還手続きが容易に行うことができるよう、手続の簡素化が必要。</li> <li>・不測の事態の発生により翌年度に繰り越して執行する必要が生じた場合には、繰越手続きを柔軟に認めることが必要。</li> </ul>
<p>備 考 (別添資料等)</p>	